

社会福祉法人桃蹊会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桃蹊会（以下「当法人」という）定款第8条、第21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等が役員会及び評議員会、県又は所轄庁が実施する指導監査及び検査等の立会いに出席した場合の報酬は、1日当たりにつき15,000円を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 監査及び運営管理指導等のための1回あたりの支給額は、次のとおりとする。

(1) 監事が弁護士、公認会計士、税理士の有資格者等で財務管理について識見を有する者である場合35,000円とする。

(2) 監事が社会福祉事業の識見を有する者である場合25,000円とする。

3 役員等が入札委員会、入所検討委員会への出席の場合、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 交通費として会議1回又は入札委員会1回入所検討委員会1回あるいは研修等の出張1日に対する旅費として別表1の額を支給する。

(2) 2日以上出張の場合の旅費については、施設旅費規程の定める施設長と同じ計算により算出した額を支給する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

※ 別表1 交通費支給額表

片道当りの距離	支給額
25km未満	2,000円
25km以上～50km未満	4,000円
50km以上～75km未満	6,000円
75km以上～100km未満	8,000円
100km以上は25km越える距離毎に、左記金額に2,500円を加算する	10,000円

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成30年10月1日から施行する。